

品川区かかりつけ歯科医システム事業実施要綱

制定 平成16年9月30日 区長決定
平成16年10月 要綱第128号
平成21年 3月 要綱第 28号
改正 平成27年 3月 要綱第 80号

(目的)

第1条 この要綱は、身近な地域で、通院による歯科診療が困難な区民が、適切な訪問歯科診療を受けられるとともに、通院による歯科医療の提供を希望する区民等が、ニーズに応じた、かかりつけ歯科医による歯科医療サービスの提供を受けられ、専門歯科医療機関がその機能を発揮できるシステム（以下「かかりつけ歯科医システム」という。）を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 かかりつけ歯科医システムにおいて、かかりつけ歯科医とは、品川区に所在し、地区歯科医師会に所属する訪問歯科診療、通院歯科診療等ニーズに応じて登録された歯科診療所をいう。

2 地区歯科医師会とは、品川歯科医師会および荏原歯科医師会をいう。

3 専門歯科医療機関とは、品川区および近隣に所在し、歯科診療科を有する病院で、本事業に参加する病院をいう。

(事業内容)

第3条 区長は、次の事業を行うものとする。

- (1) 区民等の地域歯科医療に係る相談に応じるための相談受付窓口の設置
- (2) 訪問歯科診療を希望する区民に対する歯科診療に必要な事前状況調査および歯科医師の選定
- (3) 通院治療を希望する区民等に対するニーズに応じた歯科医師の紹介
- (4) (2) および (3) を行うための協力歯科診療所名簿の調整等
- (5) 地域の歯科医療連携を図るための地区歯科医師会、専門歯科医療機関および地域医療関係者・福祉施設関係者との意見調整

(事業委託)

第4条 区長は、前条(1)から(4)までの事業について、地区歯科医師会に委託し実施する。

(委託料)

第5条 区長は、第4条に定める事業経費について、予算の範囲内で地区歯科医師会に対し、別に締結する契約により委託料を支払うものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

(品川区在宅療養者訪問歯科診療事業実施要綱の廃止)

2. 品川区在宅療養者訪問歯科診療事業実施要綱（平成元年6月要綱第29号。以下「旧歯科診療事業実施要綱」という。）は廃止する。

(旧歯科診療事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)

3. この要綱の施行の日前に、旧歯科診療事業実施要綱第5条に規定する診療の申込みを行った者に対し、同第12条に規定する契約に基づき歯科医師会が実施した訪問歯科診療に係る委託料の支払については、なお従前の例による。ただし、この支払は、平成17年5月31日を超えることができない。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。